

自治基本条例制定作業の進捗状況と今後の作業予定について

1. 概要

平成 29 年 4 月の施行を予定している自治基本条例の制定作業における進捗状況と今後の作業予定について報告する。

2. これまでの作業について

(1) 自治基本条例を考える市民会議

平成 26 年 12 月に市民会議（15 人）を設置し、条例の必要性の確認、条例で定めるべき項目や内容の検討を行なっている。月 1 回のペースで開催し、10 月 17 日には 11 回目の会議を行う。平成 28 年度中までに 20 回の開催を予定している。

(2) 市議会との連携

昨年度から市議会（議会基本条例）との連携の図るため、随時市議会の代表 5 人（大石議員、桜井議員、曾根議員、福田議員、藤本議員）が議会に関する部分について市民会議委員と意見交換を行っている。4 月の第 5 回市民会議には市議会から 4 人が出席し、意見交換を行った。他の議員もしばしば市民会議を傍聴している。

(3) 庁内について

今年度に入り自治基本条例制定作業部会（構成：関係課長、担当者計 15 人）を 3 回開催し、情報共有を行っている。うち 1 回は市民会議と合同で開催し、市民会議委員と意見交換を行った。また、市民会議や作業部会の議事録は毎回職員掲示板に掲載し、職員への周知を図っている。

3. 今後の作業予定について

(1) 条文の作成について

- ・現在市民会議では条例に入れたい内容の洗い出しを行っており、具体的な条文はできていない
- ・10 月の会議で理想とする条例の大枠ができるので、今後それを基に条文を作成する
- ・条文のたたき台は地域づくり課で作成し、作業部会で検討する
- ・必要に応じて関係課とヒアリングを行う（※）

(2) 市民会議について

- ・条例の必要性の確認は随時行っていく（今年度末までには結論を出したいと考える）
- ・市民アンケート等を行い、市民の声を広く聴き、条例の内容に反映させる（※）
- ・市側が作成した条文の内容を確認したり、それについての意見をいただく

(3) 作業部会について

- ・市民会議での意見を基に条文を作成する
- ・市民会議との連携を図るために当番制で市民会議へ出席する（※）
- ・必要に応じて随時実務作業を行う（※）

4. 各部署への依頼事項

3 の※部分については今後、各部署へ協力を求めることもあるので、ご協力願いたい。

- 条文が形になった段階で随時、制定委員会（庁議と兼ねて開催）にて報告する。